

川西市告示第49号の4

保育所入所負担金、幼稚園保育料、認定こども園保育料、留守家庭児童育成クラブ育成料及び保育所等給食費収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、保育所入所負担金、幼稚園保育料、認定こども園保育料、留守家庭児童育成クラブ育成料及び保育所等給食費収納事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

川西市長 越 田 謙 治 郎

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 委託事務 | 保育所入所負担金、幼稚園保育料、認定こども園保育料、留守家庭児童育成クラブ育成料及び保育所等給食費収納事務 |
| 2 受託者住所
氏名 | 大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号
三井住友カード株式会社
代表取締役 大 西 幸 彦 |
| 3 指定日 | 令和7年4月1日 |
| 4 委託日 | 令和7年4月1日 |
| 5 委託期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |